

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：11301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653023

研究課題名(和文)全学教育科目としての「法学」科目の新たな教育方法論の構築

研究課題名(英文) A Study on Teaching Methods for Law Lectures as Part of the General Education for Undergraduate Students

研究代表者

岡 道広 (Oka, Michihiro)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・特任フェロー

研究者番号：80374883

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究プロジェクトは「全学教育科目としての『法学』科目における新たな教育方法論の構築」を目的とした。本研究においては、これを(1)一般教育/教養教育の観点(2)教育方法の観点、(3)法学の観点の三つの観点から検討していった。

(1)については、一般教育/教養教育の目的は「問題解決能力」の涵養であると結論付けた。(2)については、一般教育/教養教育の法学講義においてはディベート、グループワーク等、複数の手法を組み合わせた成績評価の手法がとられるべきであるとの結論に至った。(3)については、当該講義において扱われる法分野の「コア」を設定し、これを講義において学生に理解させることが重要であると考えた。

研究成果の概要(英文)：The research aim was to devise new teaching methods for law lectures as part of general education for undergraduate students. We examined these methods from three perspectives: general education/liberal education, higher education, and legal education. Regarding the general education/liberal education perspective, we concluded that legal education for non-law students should be designed to cultivate generic skills, such as "problem-solving abilities". Regarding the higher education perspective, teaching staff should use multiple techniques when assessing and evaluating student achievement according to the intended learning outcomes; for example, using a term paper, oral presentation, debate, or a combination of these. Regarding the legal education perspective, we identified "core content" in each of the fields of law such as constitutionalism in the constitution and concluded that lecturers should design lectures that enable students to understand such core content.

研究分野：労働法

キーワード：法学教育 全学教育 高等教育 授業開発 教養教育

1. 研究開始当初の背景

近年、司法制度改革等に伴い、法と教育学会の創設および同学会における取組に代表されるように、市民に対する「法教育」、特に小中高における「法」についての教育に関する議論が盛んに行われている。また、法学部における「法学教育」についても、従来から各所で議論されているところである。

他方、本研究で取り上げる、小中高でもない、法学部でもない、一般教育科目としての法学教育のあり方については、これまでほとんど論じられてこなかった、あるいは論じられてきたとしても、具体的な「講義実践」の提示がほとんどであり、一般教育の質的側面である「教養教育」の内容や、教育方法論という視点を含むような、包括的なものはまれであった。

しかし、現実に多くの大学において法学部のあるなしにかかわらず、一般教育科目としての法学の講義が(講義の名称は様々ではあるが)設置されていること、近年、大学教育のあり方や大学における一般教育のあり方が再検討されていること、そして、そこにおける「教養」の意義も、近年になり議論されていること等を考えれば、一般教育科目としての法学の教育方法を追及することも、現代社会における喫緊の課題であると言える。

このような、現代の社会的状況を踏まえれば、一般教育科目としての「法学」科目の講義がどのように行われるべきかについて、理論面と実践面の両方から研究が行われるべきと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、一般教育科目としての「法学」講義のあるべき形について、一定の指針を提供することを試みるものであった。

一般教育科目における法学講義には、一般教育科目であることから導かれる「教養」の要素、そして大学における教育の一環であるということから導かれる「教育」の要素、そしてなにより、これが法学の講義であるということから導かれる「法学」の要素という3つの要素が含まれる。本研究では、これら「教養」「教育」「法学」それぞれの要素の相関関係についてはとりあえず保留とし、それぞれの要素の観点から、どのような点を考慮して講義を組み立てていくべきであるかにつき、部分的ではあるが指針を提示することを試みるものであった。

3. 研究の方法

平成24年度は、まず、一般教育科目における法学教育の現状把握と問題について、研究メンバー間で共通認識を確立することをを行った。そのために、まず理論面での調査として、さまざまな大学における一般教育の目的の調査、その質的要素である「教養」概念の変遷と現代的課題についての調査、そして、一般教育における法学教育に関する先行研

究の調査を行った。

教養の要素については、「自分で考える能力」「自分で調べる能力」「自分で表現できる能力」「他者と協働できる能力」そして「コミュニケーション能力」を涵養することが重要であるとし、このような目的を暫定的な一般教育の目的として、具体的な実践案を考えるべきであるという仮説にたどり着いた。

そして、このような一般教育の目的を達成するに際して、「法学」は非常に有用であると考えた。一つには、法学は、議論を通じて他者を説得する学問であること。そして説得のために、論理的な思考とその表現が必要となることである。法律の条文は多様なケースに適用されることを想定しているため、あいまいな書かれ方をしていることが多い。そのため、特定の問題に対して法律的な視点から一定の答えを出そうとするときに、その答えが絶対正しいと言うことは原則としてない。様々な答えが考えられるときに、自分の出した答えがなぜ選択されるのかを、論理的に説明し、他者を説得する必要がある。したがって、法学は自分で考え、自分で表現することに適していると考えた。

また、様々な法律は、その法律が関係する多様な価値をその背景に持っているものである。社会において発生する多くの法律的な問題は、当該価値を巡る争いであるとも言え換えられる。法学を学ぶ者は、多様な価値が存在することを理解した上で、それぞれの価値の重要性を認識し、対立する価値を調整して落としどころを付けるという過程を学ぶことになる。これにより、社会や団体において自分とは異なる価値を有する他者との協働をする能力を涵養することができると考えたのである。

そして「教育」の要素については、その中には教育の目的、具体的な教育技術、教育効果とそのはかり方(成績評価)など、多くの検討すべき点が含まれていることが明らかとなった。そこで教育の要素について、どの点を重視して実践案を作り上げていくかは、次年度以降の課題とし、まずは大学における一般教育の目的を重要視し多形での講義実践を行い、これを経て、法学のどのようなテーマを扱うか、どのような教育技術を利用するかなどの、具体的方法論を今後検討していくことが重要であるという結論に至った。

そこで、平成24年10月からの東北大学全学教育科目「法学」の講義において、一つの暫定的な案を実践した。これは、毎回の講義において、具体的な事例を取りあげ、これについてある程度解説したところで、グループディスカッションを行い、ディスカッションによって得られた他者の見解等を踏まえて、毎回の講義の最後に、当該事例についての学生個人の意見をミニレポート(300字程度)にまとめてもらうという手法であった。このような手法は、自分で考え、そして他者に対してその考えを伝え、最後にはそれを文字の

形で表現するということである。

これは、一般教育の目的授業評価アンケート等における当該講義に対する学生の反応は、有意義であったとするものが多かったものの、扱ったテーマや講義の進度に対し若干の問題提起も見られた。

当初の計画では、非法学部学生の法学教育へのニーズおよび、それに対する現実社会のニーズの調査を行うこととしていたが、前者については、そもそもこれを考慮に入れる必要性の有無を含め、平成 25 年度以降、東北大学の高等教育開発推進センターの研究者等との意見交換を通じて、再検討することとした。また後者については、大学教育、特に全学教育 / 教養教育の目的の探求をもってこれに代えられようと考え、企業等へのアンケートなどは行わないこととした。

平成 25 年度は、平成 24 年度に検討した、一般教育科目における法学教育の現状把握と問題についての共通認識をもとに、前期には、国内の大学において一般教育科目としての法学科目の講義を担当する、いくつかの教員との会合や当該教員による講義の見学等を行った。このような講義見学や会合によって、以下のような成果が得られた。当該講義の様子を見学することで、学生の様子や教室の構造、板書や配布物、口述の内容など講義の際の工夫を実際に確かめることができた。当該講義の見学後、担当の教員との会合において、講義形式の中で特徴的な点について、そのような手法を用いた理由や、見学した回以外の回における学生の反応など、全学教育科目としての法学科目の内容や教育方法の選択肢を広げることができた。さらに全学教育科目の位置づけについての認識や、本研究メンバーが行ってきたディスカッション形式の講義などの講義手法についての考えを聴取することで、平成 24 年度までの研究に対する新たな知見を得ることができた。

後期には、前期に見学したいくつかの講義の内容や手法を、主として教養の要素に基づいて分析し、それぞれの講義内容が相対的にどの点に特徴を有するのかを整理した。さらに講義見学や会合によって得られた知見を、これまでの研究に反映させることを行い、教養、教育、法学それぞれの観点から、全学教育科目としての法学科目の新たな教育方法論について、唯一のものを提示するのではなく、それぞれの観点から考慮すべき要素を提示すべきであるとの暫定的な結論を得た。

平成 25 年度の研究において表出した課題としては、それぞれの観点から考慮すべき要素としてどのようなものがあるかをより具体的にしていく必要があること、講義の形式（講義か演習か）や受講者の人数などに応じてこれらの要素がどのように選択されていくべきかを検討していく必要があることが挙げられた。

最終年度である平成 26 度には、「教養」:

諸要素の相互関係等の整理、「教育」:「成績評価」の側面に限定した分析、「法学」:各法分野における「コア」の探索を行い、本研究の最終的な結果を論稿にまとめ、「法と教育学会」の学会誌である「法と教育」第 5 号(査読有)への投稿を行った。当該論文は、無事に受理され、掲載の機会を得るに至った。

加えて、ファカルティ・ディベロップメントに関する理論と事例を包括的に取り扱った図書(平成 27 年度中に刊行予定)にも本研究の実績を反映した原稿を寄稿することができた。

4. 研究成果

本研究では、上述のように、「全学教育科目 / 一般教育科目としての法学教育」を、「教養」「教育」「法学」の三つの要素からなるものとし、それぞれの視点から、実際の講義設計において考慮すべき要素を明らかにすることをこころみたものであるが、最終的には、以下のような形で整理するに至った。

(1)「教養」の諸要素の整理

本研究では、大学の学士課程の一般教育において涵養されるべき能力を、「問題解決能力」と表現し、これを以下のように整理した。

現代社会の多様な問題について適切に理解することのできる力 = 問題認識力。これは、現代社会の諸問題に関連する一定程度の基礎的知識を身に着けるということである。

物事について多様な側面から見るができる能力 = 問題分析力。これは、多角的なものを見方ができるということである。AB の前提としての、自分で調べられる能力 = 調査力。学生の主体的学びを促進するために、学生が自分の力で調査をできるようにするということである。

自身の考えを適切に表現できる能力 = コミュニケーション能力。多様な見解を持つ他者との対話を通して自身の考えを深めていくためには、コミュニケーション能力が必要となる。

他者との協働。大学卒業後、社会において他者とかかわり、協働して問題解決に当たることができるように、他者と協働する能力の涵養もその目的に含めるべきである。専門との連動。全学教育科目は、ほとんどの場合大学一年生や二年生を中心としており、その意味では、受講学生の専門分野との連動は考慮されるべきであろう。

さらに、これに加えて、本研究が「法学」の講義を想定していることから、

実生活に役立つ、という要素も上げられる。これは、「将来トラブルに巻き込まれないようにする」あるいは「将来の生活に役に立つ」ための教育という意味である。「法」の役割として、現実には生じた紛争を解決するための目安としての役割があげられ、またそのような紛争が生じないための予防的役割も強調されることを考えると、この

ような要素も考慮する必要があると考えた。

(2) 教育の要素：成績評価のあり方

高等教育研究の分野では、成績評価は学生の学習到達度をはかることのみを目的とするものではなく、学生に対するフィードバックの機会としても活用される必要があることが指摘されている。すなわち、学生がこれまで学んだことを整理し、自身の理解度を確認し、ひいてはさらなる学習への動機づけを獲得できるようなタイミングおよび方法で成績評価を行うことが肝要になる。

従来、多くの法学教育では、法学部での専門科目、一般教育科目の双方とも、成績評価は学期末に実施される筆記試験によっていた。こうした「筆記試験一発勝負」の成績評価は、特に法学部での教育では、多かれ少なかれ司法試験等の各種筆記が意識されていたことと無関係ではないだろう。しかし、一般教育における法学教育においても、これまでの法学教育で用いられてきた成績評価の方法にこだわる必要は果たしてあるのだろうか。

このような問題意識から、本研究では、高等教育の知見を取り入れて、一般教育における法学教育の成績評価手法を再検討した。この際、文献調査に加えて、東北大学高等教育開発推進センターおよびメルボルン大学高等教育研究センターが主催する授業設計に関する研修やセミナー等に参加して、高等教育分野の最新の知見や授業実践を吸収するよう努めた。

上記の作業を経て、本研究が授業設計において意識すべきと考えるのは、到達目標から「逆算」して授業を設計するということである。結果として、法学部の教育と教養教育で法学教育の到達目標は異なっている以上、両者ではそれぞれの目標に応じた異なる成績評価手法が活用されるべきことになる。

こうした観点から、プレゼンテーションやディベート、グループワーク等、複数の手法を組み合わせた、従来の方法にこだわらない成績評価を試行すべきと考えた。

(3) 法学の要素：講義で扱うテーマ

本研究では、法学教育によって達成されるべき「最終的な目標」の観点から、その達成に資する具体的な法学教育の例を模索することを試みた。

ここでの「最終的な目標」とは、法学の講義で通常共通して扱われる分野が憲法・民法・刑法であることを考慮して、便宜上「公法・民事法・刑事法の『コア』を理解すること」とした。その営みの中で、自分で考え・調べ・表現することによって「最終的な目標」に達し、社会の様々な問題を考える人間を育成する教育を行うことが、上述の一般教育の目的の観点からも重要であると考えられる。

ここで「コア」と表現した概念は、非常に抽象度の高いものとなっているが、「当該法分野において基礎的な概念になり得るもの

で、当該法分野の思考方法として欠くことができないもの」と言えよう。そこで「コア」がどのようなものであるのかについて模索することが重要である。

そこで本研究では、例えば憲法では、「立憲主義・基本的人権を理解すること」をコアとして設定したり、民法では「私的自治の原則」をコアに設定したりするなどして、『コア』の設定の有用性を提示した。

しかし、「コア」の設定については、私たちの見解とは異なったものを考える人たちもいるだろうし、そもそも何を教えるのかについて、単一の回答が出しにくい問題である。とはいえ、ここで提示した『コア』を設定して、法学教育で教えるべき事柄を考える」という思考法は、教養や教育の観点から導かれた要素と相互に関連させていくことで、一般教育科目としての「法学」の講義のあり方について、ある種の参照基準を策定する手助けとすることができるのではないかと考えた。

(4) 今後の課題

本研究では、一般教育科目としての「法学」講義について、以上のようないくつかの考慮要素を提示した。そしてこれらを基にして、筆者を含む本研究メンバーが若干の実践を行った。その結果、一般教育の目的である問題解決能力については、これを一定程度涵養することができたと思われるが、いくつかの課題もまた明らかとなった。たとえばグループディスカッションを取り入れるとしても、これにより、自主的・能動的学習態度を見せる学生や疑問点を自ら考える学生が一定数いたが、一方で人任せになってしまう学生も散見されるなど、グループの人数、グループワーク時の指導法などにさらなる工夫が必要と感じられる点もあった。また取り上げる法学の分野についても、講師の専門分野によって一定の偏りが生じることは否定できず、この点をどのようにとらえるかも問題である。

しかし、「あるべき」方法論は、その大学、その講義ごとに異なり、無数に存在しうることは明らかである。それゆえ今後は、それぞれの考慮要素についてのさらなる精査の上で、これらの諸要素がどのような相関関係にあるのか、様々な考慮要素をどのように組み合わせると一つの講義を設計していくかといった問題を、さらに研究していく必要がある。

同時に、以上の検討は、若干の実践についての検討を含んでいるものの、多くの部分が理論的な検討となっているため、今後、それぞれの要素をどのように組み合わせればどのような教育効果（ラーニングアウトカム）が生まれるのか、そしてそのような教育効果をどのように測ることが適切であるのか、といった点についても、実証的な研究が進められなければならない。

このような本研究の成果は、小中学校での法教育や法曹養成過程向けの教育と比べる

と従来注目を集めてこなかった全学教育/一般教育における法学教育という新たな問題領域に取り組んだ研究業績として、先駆的かつ革新的な意義を有するものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

小野昇平「一般教育科目としての「法学」科目の新たな教育方法論」、査読有、法と教育 vol.5、2015年(掲載確定)

[図書](計1件)

東北大学高度教養教育・学生支援機構(編)、佐俣紀仁他28名(著)『すてきな大学教員をめざすあなたに』、2015年、ナカニシヤ出版(発行確定)

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡 道広 (OKA, MICHIMIRO)
東北大学・大学院法学研究科・特任フェロ
ー
研究者番号: 80374883

(2)研究分担者

伊藤 吉洋 (ITO, YOSHIHIRO)
近畿大学・法学部・講師
研究者番号: 50582897

猪瀬 貴道 (INOSE, TAKAMICHI)
北里大学・一般教育部・准教授
研究者番号: 70552545

岩本 学 (IWAMOTO, MANABU)
富山大学・経済学部・准教授
研究者番号: 70552511

小野 昇平 (ONO, SHOHEI)
東北女子大学・家政学部・講師
研究者番号: 90552521

河北 洋介 (KAWAKITA, YOUSUKE)
名城大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号: 30613286

櫻井 博子 (SAKURAI, HIROKO)
東北大学・大学院法学研究科・特任フェロ
ー

研究者番号: 00620212
佐俣 紀仁 (SAMATA, NORIHITO)
東北大学・大学院法学研究科・助教
研究者番号: 10612533

津田 雅也 (TSUDA, MASAYA)
東北大学・大学院法学研究科・助教
研究者番号: 80633643

堀見 裕樹 (HORIMI, HIROKI)
東北大学・大学院法学研究科・助教
研究者番号: 50620209

(3)連携研究者
なし